

道路運送法施行規則

(昭和二十六年運輸省令第七十五号) (第一条関係)

改正 (抜粋)

(自家用有償旅客運送自動車運転手)

第五十二条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

道路運送法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「施行規則」という。) 五十二条の十六第二項第二号及び第三項に規定する国土交通大臣が認める要件の取り扱いについては、以下のとおりとする。

第一 施行規則第五十一条の十六第二項第二号に規定する同項第一号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

一 市町村運営有償運送 (市町村福祉輸送を行う者を除く。) 及び過疎地有償運送の業務を行う者にあつては以下のとおりとする。

社団法人日本自家用自動車管理業協会自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を終了した者であること。

二 福祉有償運送の業務を行う者にあつては以下のとおりとする。

社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者であること。

第二 施行規則第五十一条の十六第三項第三号に規定する同項第二号及び第二号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者であること。

道路運送法改正により市町村運営有償運送及び過疎地有償運送の一種免許の運転者の要件として、「自家用自動車運転士専門校」の運転サービス士科を修了した者であることとなりました。